



# 鳥取県公報

平成 19 年 9 月 4 日 (火)  
第 7 9 2 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (742) (指導管理課) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の指定 (743) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (744) (〃) . . . . . 2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (745) (景観まちづくり課) . . . . . 3
	土地改良区連合の設立認可申請の適否の決定 (746) (耕地課) . . . . . 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (747~749) (森林保全課) . . . . . 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (750) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (81) . . . . . 6
◇ 公 告	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第 742 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
第51回鳥取県美術展覧会の出品料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県教育委員会博物館  
課長補佐 川上 純江  
主 任 山田 英史
- 3 委任期間  
平成19年9月2日から同月5日まで

## 鳥取県告示第 743 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
伊藤内科胃腸科医院	米子市上福原三丁目 3 - 73	平成19年 7 月 19 日

## 鳥取県告示第 744 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
足立内科医院	境港市幸神町220	平成19年 6 月 30 日
伊藤内科胃腸科医院	米子市上福原三丁目 3 - 73	平成19年 7 月 18 日
馬淵歯科医院	鳥取市西町四丁目319	平成19年 8 月 15 日

**鳥取県告示第 745 号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、琴浦町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
赤碕都市計画下水道 赤碕公共下水道  
東伯都市計画下水道 東伯公共下水道
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第 746 号**

北条町土地改良区理事長野田久良、大倉土地改良区理事長田中朝久、大誠土地改良区理事長南場喜一郎及び大栄町土地改良区理事長河本幹からの北条町土地改良区連合の設立認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成19年9月4日から同月25日まで
- 3 縦覧に供する場所  
北条町役場
- 4 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第 747 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市用瀬町別府字宮谷222、字山ノ谷672の1、680の1、683、字小谷687、688、690から695まで、697の1、

697の2、698の1、698の2、711の1、字瀬谷739の1、739の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第 748 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字宇波字迎山803の1、803の2、806から808まで、字大栗谷811、814から817まで、820の1から820の5まで、820の7から820の9まで、824、826の1、826の2、827、字田子谷828、831、836、837、839、840、844、字竹ノ上エ848の1、848の3、848の4、字迎谷856、861、863、879の1、879の2、882、883の2、字スケノ平939、942、951、952、953の1から953の3まで、953の5から953の9まで、953の11から953の14まで、字荒神谷960から962まで、963の1、963の2、字宮ノ津へ964の1、964の5、964の7、字ツヅラ平968の1、968の2、968の4、字赤谷奥982、987、988、993、994、998、999の1、字宇津ノ小谷1010、1011、1015の1、1015の2、1016から1018まで、1020、1023、字小宇津ノ小谷1046の1、1046の2、1048の1から1048の3まで、1050、1051の1、1051の2、1052、字以後谷1055の1、1059、1060、1063、1064、1067から1074まで、1076、字猪ノ谷1078から1080まで、1084、1086、1087、1090、1092、1093、1095、1098から1101まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第 749 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山次一東平1145の1（次の図に示す部分に限る。）、1145の3、1145の4、1145の5・1145の13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1145の14、1145の18、1145の19

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字倉坂字堂ノ前562の1、字塚ノ谷1032の1、1039の1、字ハフチ1043から1045まで、字カマラ谷1055、1056、字向畑1058の1、1060、1070、字浅谷1073、1074の1、1078、1083の1、1083の2、字今地谷1090の1、字奥山ノ内東秋葉1144の2、1144の3、1144の19・1144の20（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1144の21、1144の22、1144の23（次の図に示す部分に限る。）、1144の25、1144の26、1144の27（次の図に示す部分に限る。）、1144の29、字奥山西平1173の36（次の図に示す部分に限る。）、1173の271から1173の285まで、1173の389、1173の421、字宮ノ谷1228、1235の1、1236の2、字深谷1241、1242の1、1243の1、1244、字滝ノ上1245の2、1247、1249の1、1249の2、字家ノ上1252の2、1255、1256、字清水平1266の1、1266の2、1270、1273、大字別宮字上芦谷東平ラ1121の1、1121の2、1122から1124まで、字上芦谷西平ラ1134、字横屋平ラ1145、字大江ブツ東平ラ1146、字大江ブツ西平ラ1166、1167

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字倉坂字堂ノ前562の1、字塚ノ谷1032の1、1039の1、字ハフチ1043から1045まで、字カマラ谷1055、1056、字向畑1058の1、1060、1070、字浅谷1073、1074の1、1083の2、字今地谷1090の1、字宮ノ谷1228、1235の1、1236の2、字深谷1241、1242の1、1243の1、1244、字滝ノ上1249の1、1249の2、字家ノ上1252の2、字清水平1266の1、1266の2、1270、1273、大字別宮字上芦谷東平ラ1121の1、1121の2、1122から1124まで、字上芦谷西平ラ1134、字横屋平ラ1145、字大江ブツ東平ラ1146、字大江ブツ西平ラ1166、1167

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第 750 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年9月4日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あかり広場	米子市皆生温泉二丁目2-8	ピアットあかり	米子市皆生温泉一丁目1-58	共同生活援助 共同生活介護 (一体型)	平成19年8月22日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 81 号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成19年9月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,839
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,653
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	53,150
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,162
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,089
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,986
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,704
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,078
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,876
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,900

日野郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 4,030

## 公 告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

- 1 講習の区分等
  - (1) 講習の区分 追加取得講習及び特例措置講習
  - (2) 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）
- 2 実施期日
  - (1) 平成 19 年 10 月 16 日（火）から同月 17 日（水）まで
  - (2) 時間 午前 9 時から午後 4 時 50 分まで。ただし、平成 19 年 10 月 17 日（水）については、午前 9 時から午後 3 時までとする。
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階大会議室
- 4 受講定員  
40 名
- 5 講習事項  
警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- 6 受講対象者  
受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ定める者とする。
  - (1) 追加取得講習 身辺警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、最近 5 年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
  - (2) 特例措置講習 警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）による改正前の法第 11 条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者
- 7 受講申込書の受付期間  
平成 19 年 9 月 18 日（火）から同月 21 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。ただし、定員になり次第締め切る。
- 8 受講申込書の提出先  
鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）
- 9 受講申込書の提出部数等  
受講申込書は 1 通とし、写真（受講申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 6 の(1)に該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、身辺警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
  - (2) 6 の(2)に該当する者にあつては、旧資格者証の写し
- 10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、10,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。